

井手町公告第67号

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定により下記の書類を公示送達する。

なお、当町において保管し送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付する。

令和8年9月17日

京都府綴喜郡井手町長

西 島 寛



記

| 書類の種類                 | 送達を受けるべき者の氏名又は名称 |
|-----------------------|------------------|
| 令和8年度町府民税・森林環境税の納税通知書 | LE VAN SON       |
| 以下空白                  |                  |
|                       |                  |
|                       |                  |
|                       |                  |
|                       |                  |
|                       |                  |

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。